今般、福島労働局の関係事業主を代表する者佐久間政文の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 27 年 7 月 27 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、福島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成27年８月５日

4　推薦書及び添付書類提出先　福島労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都新宿区西新宿一丁目25番１号**日本テクノ株式会社**の新潟県上越市頸城区上吉字本田152番地４、新潟県上越市頸城区下吉字本田77番地14日本テクノ上越グリーンパワーについての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 27 年 7 月 27 日

新潟地方法務局上越支局

有権者申出方

元当局所属公証人菅英昇の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 27 年 7 月 27 日　　千葉県地方法務局

元当局所属公証人中山弘幸の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 27 年 7 月 27 日　　福岡法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成27年７月９日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 27 年 7 月 27 日

津地方法務局長　加藤　武志

記

氏名　坂口　和規

所属する司法書士会　三重県司法書士会

登録番号　三重第283号

事務所の所在地　三重県津市大倉12番13号

違反行為　会則違反

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 7 月 27 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年６月25日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社合同テック　森　　一三　埼玉県久喜市下清久427－１　国土交通大臣許可（般－22）第16170号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年５月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 7 月 27 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年６月25日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社渡商会　河西　哲男　神奈川県横浜市神奈川区子安通２－234　国土交通大臣許可（般・特－24）第7336号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年５月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 7 月 27 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年６月25日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東テク株式会社　長尾　克己　東京都中央区日本橋本町４－８－14　国土交通大臣許可（般・特－22）第4948号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建具工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年５月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 7 月 27 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年６月25日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ナカ工業株式会社　笹嶋　敏之　東京都台東区北上野２－23－５　国土交通大臣許可（般－22）第4249号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年５月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 7 月 27 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年６月25日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日立ビルシステムエンジニアリング　大野　和重　東京都中央区日本橋浜町３－27－６　国土交通大臣許可（般・特－26）第23444号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年６月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。